

第7回戦没者遺骨鑑定センター運営会議（第二部）  
（概要）

○日 時：令和5年6月14日（水）14時00分～15時30分

○出席者：浅村センター長、篠田構成員、玉木構成員（Web参加）、橋本構成員  
本多審議官、浅見事業課長、星野事業推進室長、高島戦没者遺骨鑑定推進  
室長、野口戦没者遺骨調査室長、渡邊事業課長補佐、堀内事業推進室長補  
佐、佐藤戦没者遺骨鑑定推進室長補佐

【概 要】

1. 戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

○令和5年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

（A構成員）

遺骨収集事業が再開し、派遣者の負担は大きいだらう。人材の育成が大切である。  
教育をしっかり行ったうえで派遣に出して欲しい。

⇒（事務局）

職員は骨学研修により育成している。また、現場経験の豊富な再任用職員も活用  
している。

（C構成員）

フィリピン、中部太平洋、中国東北部など未収容遺骨概数の多い地域の今後の見  
通しというか、推進法で5年間延長したことによる収集見込みはどうか。また、  
その計画にあたり、ご遺族のニーズが多いところはしっかり対応いただかなくては  
ならないと思うので、そうした地域の情報を含めて教えてほしい。

⇒（事務局）

現在、御遺骨が存在している可能性が示唆されている地域情報が3,300地点あり、  
延長となった集中実施期間中に現地調査等を終える。その後、調査によって遺骨が  
ありそうであれば、実際に収容に行き、検体を採取して鑑定となるのですが、まず  
は、3,300地点の調査をやり遂げたいと思っている。

中国東北部は中国の国民感情があり、収容作業は出来ないが、外務省とも連携し  
て働きかけを行っている。フィリピン等相手国の協力を得られている国は協力を得  
ながら実施している。

○沖縄における戦没者遺骨収集について

（B構成員）

古墓由来の遺骨は、戦没者遺骨収集・発見フローチャート（以下、フローチャー  
ト）によれば、市町村（教育委員会）において戦争遺跡の有無を確認するため、戦  
没者遺骨収集情報センターは戦没者遺骨と推定される場合のみ収骨する筈だが、収  
骨された遺骨には古墓由来と思われる遺骨も含まれている。古墓の発掘調査をした

経験から現場を見れば古墓か戦跡か見当がつくと考える。沖縄の場合は、戦争でほとんど戦前のデータがないため、沖縄県に対してそういうことを言うのはかなり酷な話だとは思いますが、現場をしっかりと確認していただいた上で収骨するよう県に指導をお願いしたい。

⇒（事務局）

沖縄県へ実際の状況を確認のうえ、対応したい。

（A構成員）

フローチャートでは、通報者は市町村と警察署の両方に通報することとなっているが、市町村の判断により警察が関与しない可能性もあることから、身元不明の白骨の処理と同様にまずは警察に通報し警察より市町村に通報する流れが望ましい。法医学的に如何か。

⇒（D構成員）

私に関係するところの県であれば、必ず白骨遺体は警察が関与しているが、多分、沖縄県は特殊事情があるのだと思う。

○インドネシアの取組状況について

（D構成員）

インドネシアの遺骨収集は、資料によれば「火葬した遺骨のみ日本に送還が可能。したがって、日本側で科学的な鑑定を行うことができない。」とあるが、他に余地がないのか。余地がない場合、インドネシアでDNA鑑定をする場合、厚労省はどのように関与していくのか。

⇒（事務局）

インドネシアの研究機関においてDNA鑑定を実施することを基本に、準備している段階。一方で、戦没者遺骨の鑑定経験がないため、日本の鑑定技術についてインドネシア政府からの照会を受けており、日本の鑑定のあり方、進め方を協議しながら進めている。考えられるのはインドネシア側で抽出したDNAデータを提供いただき、日本側で身元確認という流れが考えられるが、いずれにしてもインドネシア政府と調整を進めている段階。

（D構成員）

交渉される中で経過を教えてください。インドネシアで鑑定した結果を日本側でご遺族とマッチングするのが現実的ということか。

⇒（事務局）

その方向性で調整したい。

（D構成員）

インドネシア辺りから収容したご遺骨からは、その状態から良好な分析結果が得られるとも限らない。日本のDNA鑑定は様々な鑑定の工夫しながら行っている。インドネシアの鑑定の技量が分からない中ではあるが、インドネシアで日本と同様の鑑定の種類を実施いただけるのか、果たして期待できる結果が得られるのか懸念がある。

## 2. 戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

### ○戦没者遺骨鑑定センター（概要）について

#### （B構成員）

厚生労働省においてDNA分析施設を設置したところだが、実際の稼働はいつ頃か。また、年間に分析する予定数如何。また、身元特定DNA鑑定会議で既に審議した事案はあるか。

⇒（事務局）

令和4年9月に分析施設を設置したが、ただちに分析に着手している訳ではなく、研修等々を進めた上で、昨年12月頃より実際に戦没者遺骨を用いて、大学の協力を得ながら分析結果の検証作業を行っている。これまでに分析施設が対応したもので身元特定DNA鑑定会議において審議した事案はない。今後の分析数は、鑑定機関と分析施設を合わせて、3年間で3,600件を予定している。

#### （A構成員）

DNA鑑定を実施するのが、これまでの12大学に分析施設が加わり13となったということになるが、大学は臨床や教育に関する業務もあり、戦没者遺骨のDNA鑑定に専従する訳にはいかない。戦没者遺骨の分析ができる、できないは別として、鑑定に専従できるような人員体制が必要。

⇒（D構成員）

人員の件については以前からの課題。鑑定体制の強化の観点から、厚生労働省が直轄する分析施設をまずは設置させたという流れであるが、厚生労働省においては是非勘案していただければと思う。事務局からも話があったが、分析施設については、分析の質を担保するため、大学機関の協力の下で分析結果の検証作業をしている。現在は、大学の質に匹敵するよう分析施設における分析方法の研鑽、検討を進めている期間と考えており、そう遠くないときには何らかの形で稼働できるか、また、遺族検体について分析を進めていくことが必要と考えており、私も厚生労働省と相談しながら進めさせていただきたいと思う。

### ○令和4年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況

#### （C構成員）

所属集団の判定で用いている「判定不可」と「判定不能」とは同じ意味か。同じ意味合いでも「不可」の方がきつい感じがする。いっそのこと「判定不可能」という用語に揃えられないか。

⇒（事務局）

「判定不可」という用語については、令和2年の抜本的見直しの際に有識者会議で御議論いただき了承された新たな遺骨収容・鑑定プロセスにおいて示された用語をそのまま用いている。一方で「判定不能」については、SNP分析研究事業において厚生労働省に対して提出された報告書の記載を引用したものである。

⇒（B構成員）

用語を変えること自体、問題ない。一方で、分析をしていると、ケース・バイ・ケースでいろんなものが出てくるが、それに対して、同じ言葉を使ってしまうと同じ判断をしたという形になってしまうため、幾つか言葉を変えている。所属集団を判定する際、ケースによっては判断が非常に難しく、同じ言葉では表せないケースもあるが、背景を説明せずに用語だけを見れば疑問を持たれることもある。報告書の記載については個別に説明するなどの対応が考えられる。

⇒（D構成員）

「不可」と「不能」の意味合いが若干異なっているということであると思う。事務局では、判定結果の書き方についてお考えいただければと思う。

#### ○所属集団判定会議において総合的判定を実施した事案について

（B構成員）

所属集団判定会議の資料において、形質鑑定に関するデータが少ない。歯の治療の写真などがあれば総合判定を実施しなくても判定できる場合もある。また、会議資料が膨大なため、膨大な資料から必要なデータを得るのが大変であり、写真と番号の紐付けがわかりにくい場合がある。

（A構成員）

過去の報告書では写真が小さく、また骨の写真も拡大して提示して欲しい。例えば全身の骨があった場合に、頭蓋骨があり歯が写っている場合は、その歯だけを拡大して提示してくれれば、小さい写真でみるよりも判定の有効性が上がると思う。また、写真と遺骨整理番号や鑑定書のどこの記載と紐付いているのか、その整理を分かりやすくしてもらいたい。

⇒（事務局）

所属集団判定会議は、日本人遺骨かどうか総合判断をしていただく場であることから、事務局が資料を取捨選択するのではなく、関連する資料は全て用意して審議いただきたいと考えている。しかし、審議資料が膨大であることは事実であり、構成員の皆様のご意見を踏まえて、効率的な審議に向けて改善に努めていきたい。

以上